

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年霧島市規則第144号）の一部を改正する規則

改正後（案）	改正前
<p>○<u>□□□□□□□□</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 平成17年11月7日 規則第144号 改正 平成18年6月29日規則第65号 平成20年3月31日規則第8号 平成26年2月27日規則第13号 平成28年12月26日規則第38号 令和3年7月1日規則第38号 令和5年3月31日規則第37号</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>□□□□□□□□</u>の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、<u>□□□□□□□□</u>（以下「<u>□□□□□□</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業） 第2条 <u>□□□□□□</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>職業生活及び家庭生活</u>に関する相談及び指導 (2) <u>一般教養、職業生活</u>及び家庭生活に関する講習会等の開催 (3) グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与 (4) その他<u>勤労者</u>の福祉を増進するために必要な事業 （指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）</p> <p>第3条 条例第2条の3第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>（使用許可の申請等） 第4条 <u>□□□□□□</u>の使用許可申請等は、次のとおりとする。</p>	<p>○<u>霧島市働く女性の家</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 平成17年11月7日 規則第144号 改正 平成18年6月29日規則第65号 平成20年3月31日規則第8号 平成26年2月27日規則第13号 平成28年12月26日規則第38号 令和3年7月1日規則第38号 令和5年3月31日規則第37号</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>霧島市働く女性の家</u>の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、<u>霧島市働く女性の家</u>（以下「<u>働く女性の家</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業） 第2条 <u>働く女性の家</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>職業</u>に関する相談及び指導 (2) <u>職業生活</u>及び家庭生活に関する講習会等の開催 (3) グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与 (4) その他<u>女性労働者</u>の福祉を増進するために必要な事業 （指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）</p> <p>第3条 条例第2条の3第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>（使用許可の申請等） 第4条 <u>働く女性の家</u>の使用許可申請等は、次のとおりとする。</p>

(1) 条例第4条の規定により施設の使用の許可を受けようとするものは、□□□□□□
□□□使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(2) 使用許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先

イ 使用責任者等の氏名及び住所並びに電話番号等の連絡先

ウ 使用施設等の名称

エ 使用日時

オ 使用目的

カ 使用人数

キ その他市長が必要と認める事項

(3) 市長は、使用を許可したときは、□□□□□□□□使用許可証（以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

(4) 前号の許可証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 申請者の氏名又は名称

イ 使用施設等の名称

ウ 使用日時

エ 使用人数

オ その他市長が必要と認める事項

（使用許可の変更等）

第5条 前条第3号の規定により使用許可を受けた者が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをしようとするときは、速やかに□□□□□□□□使用許可変更取消申請書（以下「変更等申請書」という。）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

2 変更等申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先

(2) 使用変更（取消）する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、使用許可に係る事項の変更を許可したときは、第1項の規定により提出された許可証にその旨を記載して使用者に交付するものとする。

（使用料の返還申請）

(1) 条例第4条の規定により施設の使用の許可を受けようとするものは、霧島市働く女性の家使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(2) 使用許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先

イ 使用責任者等の氏名及び住所並びに電話番号等の連絡先

ウ 使用施設等の名称

エ 使用日時

オ 使用目的

カ 使用人数

キ その他市長が必要と認める事項

(3) 市長は、使用を許可したときは、霧島市働く女性の家使用許可証（以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

(4) 前号の許可証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 申請者の氏名又は名称

イ 使用施設等の名称

ウ 使用日時

エ 使用人数

オ その他市長が必要と認める事項

（使用許可の変更等）

第5条 前条第3号の規定により使用許可を受けた者が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをしようとするときは、速やかに霧島市働く女性の家使用許可変更取消申請書（以下「変更等申請書」という。）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

2 変更等申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先

(2) 使用変更（取消）する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、使用許可に係る事項の変更を許可したときは、第1項の規定により提出された許可証にその旨を記載して使用者に交付するものとする。

（使用料の返還申請）

第6条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、□□□□□□□□使用料返還申請書（以下「使用料返還申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用料返還申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
 - (2) 使用料返還申請の理由
 - (3) その他市長が必要と認める事項
(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催し、若しくは共催して使用する場合には、全額免除することができる。
- (2) 市又は市の機関が後援して使用する場合は、2分の1以内の額を減額し、又は免除することができる。
- (3) その他市長が特に減額し、又は免除することが適当と認めた場合

2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、□□□□□□□□使用料減免申請書（以下「使用料減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 使用料減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
 - (2) 使用施設等の名称
 - (3) 使用日時
 - (4) 使用料免除申請の理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項
(使用者の遵守事項)

第8条 □□□□□□の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用後は室内を清掃し、使用した備品、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を展示し、若しくは販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

第6条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、霧島市働く女性の家使用料返還申請書（以下「使用料返還申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用料返還申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
 - (2) 使用料返還申請の理由
 - (3) その他市長が必要と認める事項
(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第1号、第2号及び第3号に規定する使用者が使用する場合には、全額免除することができる。
- (2) 市又は市の機関が主催し、若しくは共催して使用する場合には、全額免除することができる。
- (3) 市又は市の機関が後援して使用する場合は、2分の1以内の額を減額し、又は免除することができる。
- (4) その他市長が特に減額し、又は免除することが適当と認めた場合

2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、霧島市働く女性の家使用料減免申請書（以下「使用料減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第3条第1号及び第2号の使用者は除く。

- 3 使用料減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
 - (2) 使用施設等の名称
 - (3) 使用日時
 - (4) 使用料免除申請の理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項
(使用者の遵守事項)

第8条 働く女性の家の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用後は室内を清掃し、使用した備品、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を展示し、若しくは販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

- (4) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を貼付、掲示等をしないこと。
- (5) その他管理運営上必要な指示に反する行為又は他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例施行規則（昭和62年国分市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規則第13号）

この規則は、霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年霧島市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第38号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第38号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- (4) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を貼付、掲示等をしないこと。
- (5) その他管理運営上必要な指示に反する行為又は他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例施行規則（昭和62年国分市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規則第13号）

この規則は、霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年霧島市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第38号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第38号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。